

○財務省告示第二百七十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年九月十日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年十月十一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第三百八十回）、利付国庫債券（五年）（第三百二十八回、第三百三十一回及び第三百三十五回）、利付国庫債券（十年）（第三百十回、第三百十二回、第三百十三回、第三百二十四回、第三百二十五回及び第三百二十八回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十三回、第四十八回、第五十八回及び第五十九回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行			

（利付） （第五回） （百年） （三十一） （庫債券）	（利付） （第五回） （百年） （二十八） （庫債券）	（利付） （第二回） （三年） （百八十） （庫債券）	名称及び記号
○・一%	○・一%	○・一%	利率（年）
日年平 三成三 月二十四	日年平 六成三 月二十三	日年平 九成三 月十五	償還期限
円百二十九億	八十四億円	千十五億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基
十八 準とす
十九 各発行の
二十 象国債の
二十一 利回り支
二十二 元利金支
二十三 払場所加
二十四 入札参加
二十五 払込期日

（別表のとおり）
額面金額につき百円
銘柄毎の基準利回りは、平成三十
年九月七日付で日本証券業協
会が発表した公社債店頭売買参
考統計値表に掲載された平均値
の日本銀行回りとする。
財務大臣から通知を受けた者
平成三十年九月十日

とし、各支払期において、次の
算式により算出した金額を支払
う。ただし、支払期が銀行休業
日に当たるときは、その翌営業
日に支払う（償還期限について
同じ）。
償還利率の額面金額×利率
（別表のとおり）
額面金額につき百円

（（利 第二付 五十年 八回） 国庫 債券 ）	（（利 第二付 四十年 八回） 国庫 債券 ）	（（利 第二付 四十年 三回） 国庫 債券 ）	（（利 第八回 三十年 二百） 国庫 債券 ）	（（利 第五回 三十年 二百） 国庫 債券 ）	（（利 第四回 三十年 二百） 国庫 債券 ）	（（利 第三回 三十年 二百） 国庫 債券 ）	（（利 第二回 三十年 二百） 国庫 債券 ）	（（利 第十回 三年 百） 国庫 債券 ）	（（利 第十回 三年 百） 国庫 債券 ）	（（利 第十回 三年 百） 国庫 債券 ）
一 ・ 九 %	二 ・ 五 %	二 ・ 九 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 九 %	〇 ・ 九 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 〇 %	〇 ・ 一 %
日年平 九成 月三 二十四	十年平 一十成 日二三 月十二 二二	日年平 九成 月三 二十一	日年平 三成 月三 二十五	日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四	日年平 九成 月三 二十二	日年平 九成 月三 二十二	日年平 三成 月三 二十五
九 十 五 億 円	千 億 円	百 六 億 円	二 十 億 円	億二 円百 九十九	九 億 円	三 百 億 円	三 億 円	三 十 三 億 円	円百 四十三 億	億七 円百三 十九

（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	一 ・ 七 %	十年平 日十成 二三 月十 二四	十 五 億 円
---	------------------	------------------------------	------------------